

# 中野区

## パートナーシップ宣誓の手引き

中野区では、多様な生き方、個性や価値観を受け入れることができる地域社会を実現することを目指し、パートナーシップの関係にある同性のおふたりから、その旨の書類の提出を受けることにより、受領証を交付する「中野区パートナーシップ宣誓」の取組を平成30（2018）年8月20日から実施しています。

### <問合せ・各種手続き受付窓口>

中野区企画部企画課平和・人権・男女共同参画係

住 所 : 〒164-8501

中野区中野4丁目8番1号（区役所4階10番窓口）

電 話 : 03-3228-8229

ファクス : 03-3228-5476

ホームページ : <https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/101500/d026072.html>

# パートナーシップ宣誓 主な手続き早見表

●区に提出するもの ◇区から交付するもの

こんな時は…	手 続 き			パ-ジ	
	予約	来 庁			
これから宣誓する方					
<input type="checkbox"/> 宣誓をしたい 宣誓書受領証の交付を受けたい 《 宣 誓 》	事前連絡（来庁日時等）	<b>必要書類</b> ●戸籍抄本 ●要件により変動（詳細は4P参） ●公正証書	<b>宣誓</b> ●宣誓書の記入 ●交付申請書の記入	<b>交付</b> ◇宣誓書受領書の交付 ◇公正証書等受領書の交付	4
<input type="checkbox"/> （公正証書等受領証の交付を併せて受ける）《交付申請》					
既に宣誓済みの方					
<input type="checkbox"/> 公正証書等受領証の交付を受けたい （既に提出している公正証書等の内容を変更・追加したい）《交付申請》	事前連絡（来庁日時等）	<b>必要書類</b> ●公正証書等 ●戸籍抄本 ●要件により変動（詳細は7P参照）	<b>交付申請</b> ●交付申請書の記入	<b>交付</b> ◇公正証書等受領書の交付	7
<input type="checkbox"/> 氏名が変わった（通称名を追加したい） <input type="checkbox"/> 受領証を紛失した 破いた・汚した <input type="checkbox"/> 受領書に記載している子が成人または死亡した 《再交付申請》	事前連絡（来庁日時等）	<b>必要書類</b> ●戸籍抄本 ●過去に交付を受けた全ての受領証 ●要件により変動（詳細は10P参照）	<b>再交付申請</b> ●再交付申請書を記入	<b>交付</b> ◇新たな宣誓書受領書の交付（新たな公正証書等受領書の交付）	10
<input type="checkbox"/> 要件を満たさなくなった 《 返 還 》	事前連絡（来庁日時等）	<b>必要書類</b> ●過去に交付を受けた全ての受領書	<b>返還</b> ●返還届を記入		12

※各種手続きにおいて、必要書類を区に提出した日の翌日から起算して6か月以内に交付申請や再交付申請をする場合、氏名変更を除き、住所等確認書類や戸籍抄本の添付は不要。

## 目次

1	パートナーシップとは【定義】	1
2	パートナーシップ宣誓をすることができる方【要件】	1
3	各種手続きにあたっての事前連絡	2
4	初めてパートナーシップ宣誓をする場合 (公正証書等受領証の交付を併せて希望する場合を含む)	4
5	パートナーシップ宣誓書受領証の交付日以降に、公正証書等受領証の交付 申請を行う場合	7
6	氏名を変更した場合や受領証を紛失した、汚した場合等	10
7	受領証を返還する場合	12
8	宣誓書等の代筆	14
9	通称の使用	14
10	子の氏名及び生年月日の記載	14

## 1 パートナーシップとは【定義】

《要綱第2条第1号》

おふたりが「パートナーシップの関係にある」とは、次の場合をいいます。

### 《中野区におけるパートナーシップの定義》

双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、継続的に協力して日常生活を営むことを約した2人の者の関係。

## 2 パートナーシップ宣誓をすることができる方【要件】

《要綱第3条》

おふたりが、次のすべてに該当していることが必要です。

- パートナーシップの関係にあること ⇒「1 パートナーシップとは【定義】」
- 宣誓を行う当日に成年であること
- 住所等について、次のいずれかに該当すること
  - ・ 宣誓をしようとする者のいずれか、または双方が中野区内に在住している
  - ・ 宣誓をしようとする者のいずれか、または双方が3ヶ月以内に中野区内に居住することを予定している
  - ・ 宣誓しようとする者のいずれか、または双方が中野区内において、就業し、又は就学していること。
  - ・ 宣誓しようとする者のいずれか、または双方が3か月以内に、中野区内において、就業し、又は就学を予定していること。
- 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む）がないこと
- 双方が宣誓をしようとする相手の他にパートナーシップの関係にある者がいないこと
- 双方が直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係でないこと（親族関係が養子縁組によるものである場合において、当該養子縁組がパートナーシップの関係に基づくものであると認められるときを除く。）

### 《直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係とは》

- ・ 直系血族…祖父母、父母、子、孫等
- ・ 三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- ・ 直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

### 3 各種手続きにあたっての事前連絡

パートナーシップ宣誓の各種手続きを希望する方は、必ず、事前（来庁日の前日まで）に、希望する手続きや来庁日時等を以下の連絡先へお知らせください。

#### 連絡先

中野区企画部企画課平和・人権・男女共同参画係

《電話》03-3228-8229（※）

《ファクス》03-3228-5476

※受付時間

月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時

### — 事前連絡の際に確認させていただく内容 —

#### 《事前連絡内容》

項目	内容
1 希望する手続きの内容	<input type="checkbox"/> 宣誓をしたい（宣誓署受領証の交付のみ） <input type="checkbox"/> 宣誓をしたい（公正証書等受領証の交付を併せて受けたい） <input type="checkbox"/> 既に宣誓をしており、公正証書等受領証の交付を追加して受けたい <input type="checkbox"/> 既に提出している公正証書等の内容を変更・追加したい <input type="checkbox"/> 氏名が変わった、子が成人、または死亡した <input type="checkbox"/> 受領書を紛失した・破いた・汚した <input type="checkbox"/> 受領証を返還したい（要件を満たさなくなった） <input type="checkbox"/> 既に（令和5年4月以前）宣誓をしており、 <input type="checkbox"/> 新様式受領証の交付を受けたい
2 おふたりの氏名	手続きをするおふたりの氏名をお知らせください。
3 来庁予定日時	来庁予定日時をお知らせください。 ※下記の受付時間帯よりお選びください。
4 連絡先	日中に連絡のつく電話番号等をお知らせください。
5 その他	その他特段の事情（子どもの名前を追記したい、受領証に表示する氏名は通称を希望する等）がある場合は、お知らせ下さい。

### 《窓口受付時間》

月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時

※第2・4火曜日（祝日、年末年始を除く）は、午後8時まで

4 初めてパートナーシップ宣誓をする場合  
(公正証書等受領証の交付を併せて希望する場合を含む) 《要綱第4条・第5条》

事前連絡 (来庁の前日までに)

事前(宣誓日の前日まで)に、電話等で、希望する手続きや来庁予定日等をお知らせください。 ⇒「3 各種手続きにあたっての事前連絡」

来庁

予約した日時に、次の必要書類と本人確認書類を持参し、おふたりで窓口(区役所4階10番窓口)にお越しください。

《必要書類》

(1) 区内在住・在勤・在学の証明

①中野区内在住者

⇒住民票等の提出は必要ありません

②区内在勤者

⇒社印又は代表者印のある在勤証明書または社員証、その他これに代わるもの

③区内在学者

⇒学校印又は学校長印のある在学証明書または学生証、その他これに代わるもの

(2) 3親等以内ではないことの証明

● 戸籍抄本 各1通

※発行から3か月以内のもの。

※外国籍の方は、戸籍抄本に代わる書類として、本国が発行する婚姻要件具備証明書等、独身であることを証明できる書類(発行から6ヶ月以内のもの)とその日本語訳。

《併せて公正証書等受領証の交付をご希望の方》

上記の書類の他に、公正証書等をご提出ください。

《本人確認書類》 以下の書類のうちいずれか1点

- 個人番号カード（マイナンバーカード）
  - パスポート（一般旅券）
  - 運転免許証
  - その他、官公署が発行した免許証、許可証または登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの（船員手帳、身体障害者手帳等）
- ※上記の書類がない場合は、次の①の中から1点と②の中から1点、または①の中から2点をご用意ください。

- ① 健康保険証、年金手帳、年金証書等
- ② 写真付の学生証や法人の発行した身分証明書等

### 書類の記入・提出等

窓口にて、以下の書類を記入していただきます。

《記入書類》

- パートナーシップ宣誓書兼パートナーシップ宣誓書受領証交付申請書（第1号様式）



《併せて公正証書等受領証の交付をご希望の方》

上記の書類の他に、以下の書類もご記入ください。

- パートナーシップ公正証書等受領証交付申請書（第3号様式）

### 受領書の交付

宣誓要件を満たしていると認められた場合、以下の書類を交付します。

《交付書類》

- パートナーシップ宣誓書受領証（第2号様式）

⇒カード型（2通）・A4大判型（1通）

※ご提出いただいた「パートナーシップ宣誓書兼パートナーシップ宣誓書受領証交付申請書（第1号様式）」の写しも併せてお渡しします。



《併せて公正証書等受領証の交付をご希望の方》

上記の受領証の他に、以下の受領証も交付します。

- パートナーシップ公正証書等受領証（第4号様式）2通

※ご提出いただいた「パートナーシップ公正証書等受領証交付申請書（第3号様式）」の写しも併せてお渡しします。



— 宣誓の時点で、区内に【在住・在勤・在学】ではない場合 —

次の場合は、申請できます。

- 区内の所在地に3か月以内に住所を有することを予定している。
- 区内に3か月以内に在勤/在学することを予定している。

なお、在住・在勤・在学となった時点で、平和・人権・男女共同参画係へご連絡いただいたうえ、改めて、確認書面（P4参照）を提示してください。

5 パートナーシップ宣誓書受領証の交付日以降に、公正証書等受領証の交付申請を行う場合 《要綱第5条》

事前連絡（来庁の前日までに）

事前（申請日の前日まで）に、電話等で、希望する手続きや来庁予定日等をお知らせください。 ⇒「3 各種手続きにあたっての事前連絡」

来庁

予約した日時に、次の必要書類と本人確認書類を持参し、窓口（区役所4階10番窓口）にお越しください。

《必要書類》

- 「届出者が区内在住」の要件での届出をする場合  
⇒住民票等の提出は必要ありません
- 「届出者が区内在勤・在学」の要件での届出をする場合  
⇒中野区内に在勤・在学していることが確認できる書類（P4参照）
- 戸籍抄本 各1通  
※発行から3か月以内のもの。  
※外国籍の方は、戸籍抄本に代わる書類として、本国が発行する婚姻要件具備証明書等、独身であることを証明できる書類（発行から6ヶ月以内のもの）とその日本語訳。
- 公正証書等  
※宣誓日の翌日から起算して6ヶ月以内に公正証書等受領証の交付申請をする場合は、原則として「中野区内在勤・在学を証明する書類」と「戸籍抄本」（婚姻要件具備証明書等も同様）の提出は不要です。

《本人確認書類》

以下の書類のうちいずれか1点

- 個人番号カード（マイナンバーカード）
- パスポート（一般旅券）
- 運転免許証
- その他、官公署が発行した免許証、許可証または登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの（船員手帳、身体障害者手帳等）

※上記の書類がない場合は、次の①の中から1点と②の中から1点、または①の中から2点をご用意ください。

- ① 健康保険証、年金手帳、年金証書等
- ② 写真付の学生証や法人の発行した身分証明書等

## 書類の記入・提出等



窓口にて、本人確認及び持参した資料を提出し、以下の書類を記入していただきます。

### 《記入書類》

- パートナーシップ公正証書等受領証交付申請書（第3号様式）

## 受領証の交付

ご提出いただいた書類に基づき、以下の書類を交付します。

### 《交付書類》

- パートナーシップ公正証書等受領証（第4号様式）2通
- ※ご提出いただいた公正証書等は、区で写しを取ったうえで、ご返却します。

※ご来庁の際、手続きに要する時間は、60分程度です。

## — 公正証書等受領証を交付する公正証書等の例 —

- 以下のいずれかのことが明記された「合意契約公正証書」または「公証人の認証を得た書面（宣誓認証・私文書認証）」

- ・ パートナーシップの関係にあること
- ・ 互いが協力し、共同生活に必要な費用を分担することについて合意していること
- ・ 療養看護にかかる委任
- ・ 財産管理等に係る委任
- ・ その他委任

（例）パートナーシップの関係にある相手の親や子の療養看護にかかる委任等

- 任意後見契約公正証書

— 既に提出している公正証書等の内容を変更したい（追加を含む） —

《要綱第5条第3項・第4項》

「パートナーシップ公正証書等受領証（第4号様式）」の交付を受けた方が、既に提出している公正証書等の内容を変更（追加を含む）する場合は、「5 パートナーシップ宣誓書受領証の交付日以降に、公正証書等受領証の交付申請を行う場合」と同様の手続きをしてください。

過去に受領証の交付を受けた公正証書等と新たな公正証書等の提出、既におふたりに交付した公正証書等受領証の返還が必要です。

## 6 氏名を変更した場合や受領証を紛失または汚損した場合等 (受領証の再交付)

《要綱第6条》

区から「パートナーシップ宣誓書受領証(第2号様式)」や「パートナーシップ公正証書等受領証(第4号様式)」の交付を受けた方で、氏名を変更した場合や、受領証を紛失してしまった場合等、次に該当する場合は、受領証の再交付申請をすることができます。

### 《再交付申請が必要な場合》

- 宣誓書受領証又は公正証書等受領証を紛失したとき
- 宣誓書受領証又は公正証書等受領証を毀損し、又は汚損したとき
- 宣誓者の氏名の変更があったとき(通称名を追加したいとき)
- 受領書に記載している子が成人、または死亡したとき

### 事前連絡 (来庁の前日までに)

事前(申請日の前日まで)に、電話等で、希望する手続きや来庁予定日等をお知らせください。 ⇒ 「3 各種手続きにあたっての事前連絡」

### 来庁

予約した日時に、次の必要書類と本人確認書類を持参し、窓口(区役所4階10番窓口)にお越しください。

#### 《必要書類》

- 「届出者が区内在住」の要件で届出をした場合  
⇒ 住民票等の提出は必要ありません
- 「届出者が区内在勤・在学」の要件で届出をした場合  
⇒ 中野区内に在勤・在学していることが確認できる書類(P4参照)

- 戸籍抄本 各1通

※発行から3か月以内のもの。

※外国籍の方は、戸籍抄本に代わる書類として、本国が発行する婚姻要件具備証明書等、独身であることを証明できる書類(発行から6ヶ月以内のもの)とその日本語訳。

- 交付済みの受領証(紛失の場合を除く)

※宣誓日の翌日から起算して6ヶ月以内に再交付申請をする場合は、原則として「中野区内在勤・在学を証明する書類」と「戸籍抄本」(婚姻要件具備証明書等も同様)の提出は不要です。ただし、氏名変更の場合の「戸籍抄本」は、前回の提出から6ヶ月未満であっても必ず提出してください。

### 《本人確認書類》

以下の書類のうちいずれか1点

- 個人番号カード（マイナンバーカード）
- パスポート（一般旅券）
- 運転免許証
- その他、官公署が発行した免許証、許可証または登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの（船員手帳、身体障害者手帳等）

※上記の書類がない場合は、次の①の中から1点と②の中から1点、または①の中から2点をご用意ください。

- ① 健康保険証、年金手帳、年金証書等
- ② 写真付の学生証や法人が発行した身分証明書等

## 書類の記入・提出等

窓口にて、本人確認及び持参した書類を提出し、以下の書類を記入していただきます。

### 《記入書類》

- パートナースhip宣誓書受領証等再交付申請書（第5号様式）

## 受領証の再交付

ご提出いただいた書類により、宣誓要件を満たしていると認められた場合、以下の書類を再交付します。

### 《交付書類》

申請内容に応じて、以下のいずれかまたは両方

- パートナースhip宣誓書受領証（第2号様式）  
⇒カード型（2通）・A4大型判（1通）
- パートナースhip公正証書等受領証（第4号様式）2通

## 7 受領証を返還する場合

《要綱第8条》

区から「パートナーシップ宣誓書受領証（第2号様式）」や「パートナーシップ公正証書等受領証（第4号様式）」の交付を受けた方で、宣誓要件を満たさなくなった場合等、次に該当する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（第6号様式）」により、すみやかに受領証を返還してください。

### 《受領証の返還が必要な場合》

- 宣誓要件を満たさなくなったとき  
⇒「2 パートナーシップ宣誓をすることができる方【要件】」参照
- 宣誓者の一方が死亡したとき
- 双方が提出した宣誓書の取下げを希望するとき

### 事前連絡（来庁の前日までに）

事前（返還日の前日まで）に、電話等で、希望する手続きや来庁予定日等をお知らせください。 ⇒「3 各種手続きにあたっての事前連絡」

### 来庁

予約した日時に、次の必要書類と本人確認書類を持参し、窓口（区役所4階10番窓口）にお越しください。

#### 《必要書類》

- 区から交付を受けた全ての受領証（おふたり分）

#### 《本人確認書類》

以下の書類のうちいずれか1点

- 個人番号カード（マイナンバーカード）
- パスポート（一般旅券）
- 運転免許証
- その他、官公署が発行した免許証、許可証または登録証明書であって、本人の顔写真が貼付されたもの（船員手帳、身体障害者手帳等）

※上記の書類がない場合は、次の①の中から1点と②の中から1点、または①の中から2点をご用意ください。

- ① 健康保険証、年金手帳、年金証書等
- ② 写真付の学生証や法人の発行した身分証明書等

## 書類の記入・受領証の返還等

窓口にて、本人確認のうえ、以下の書類を記入し、持参した受領証を返還していただきます。

### 《記入書類》

- パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（第6号様式）

※ご来庁の際、手続きに要する時間は、10分程度です。

なお、事情により、おひとりで来庁し、手続きをされる場合（宣誓者の一方が死亡した場合を除く）は、来庁されなかったもう一方宛てに、受領証の返還を受けた旨を通知します。



## 8 宣誓書等の代筆

おふたりまたは一方が、パートナーシップ宣誓の手続き書類における氏名欄に自ら記入できないときは、おふたりの立ち会いの下で、他の方に代筆させることができます。代筆を希望する場合は、その旨を事前連絡の際にお知らせください。

ただし、宣誓や申請等は、ご本人が区に行く必要があります。代理の方が本人に代わって宣誓や申請等を行うことはできません。

## 9 通称の使用

《要綱第10条》

区から交付する「パートナーシップ宣誓書受領証（第2号様式）」や「パートナーシップ公正証書等受領証（第4号様式）」に表示する氏名について、戸籍上の氏名と併せて、社会生活上日常的に使用している氏名（通称）の使用を希望するときは、各種手続き書類に記入する氏名について、戸籍上の氏名と通称を併記することができます。

通称を使用する場合は、通称を日常的に使用している事が分かる書類（通称が記載された消印付郵便物や社員証等）の写しをご提出ください。

なお、通称を使用する場合、受領証には当該通称を表示します。受領証に通称を表示することにより、提示先から戸籍上の氏名を確認する書類の提示等を求められることもありますので、あらかじめご了承ください。

## 10 子の氏名及び生年月日の記載

《要綱第10条》

宣誓者と生計を一にする未成年の子。当該子の氏名及び生年月日を受領証の特記事項欄に記載することができます。子の氏名及び生年月日の記載を希望する場合は、下記の書類の提出が必要です。

### 《必要書類》

- 住民票の写し等、届出者とお子様とが「生計が同一」であること、「子の生年月日」が確認できる書類

※お子様が区内在住の際は住民票の提出は必要ありません。

※お子様には、実子・養子の他、里子も含まれます。なお、パートナーシップ関係の相手方のお子様については、相手方から届出をお願いします。

※お子様が成人、または死亡された際は「受領証の再交付」手続きをお願い致します。

「中野区パートナーシップ宣誓の手引き」

平成30年（2018年）8月15日発行

令和5年（2023年）5月1日最終改定

中野区企画部企画課 平和・人権・男女共同参画係